

第4回市民参加推進委員会 会議録（概要）

- 1 日 時 平成27年7月28日（火）午前10時～正午
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎303会議室
- 3 出席委員 井原委員長、吉永副委員長、秋山委員、今村委員、
上平委員、国府田委員、野路委員、森委員、
山中委員、和田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 須郷課長、斉藤課長補佐、竹之内係長、渡邊
- 6 事業担当課 増田健康増進課長、石井主任歯科衛生士
染谷予防課長、真保予防課長補佐、
中山都市計画課長、酒巻課長補佐、
小澤学校教育課長、中野課長補佐、染谷係長
早川介護支援課長、伊原課長補佐、佐久間主事
戸部生涯学習課長、椎名生涯学習係長
濱崎指導課長、笠井指導課長補佐
- 7 傍聴人 1名
- 8 協議事項
 - (1) 平成26年度市民参加対象事業の評価について
 - ア 流山市歯と口腔の健康づくり推進条例（案）の制定について
(健康増進課)
 - イ 流山市火災予防条例の一部を改正する条例（案）(消防予防課)
 - ウ 流山市立小学校及び中学校通学区域規則の改正（学校教育課）
 - エ 流山市景観計画の変更（都市計画課）
 - オ 流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める
条例、流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指
定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定
める条例（介護支援課）
 - カ （仮称）流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関す
る条例（生涯学習課）
 - キ （仮称）文化芸術振興条例（生涯学習課）
 - ク いじめ防止対策推進条例（指導課）
- 8 協議内容 別紙のとおり

(1) 平成26年度市民参加対象事業の評価について

ア 流山市歯と口腔の健康づくり推進条例(案)の制定について
(健康増進課)

井原委員長

市民参加を実施する上で工夫した点は。

増田健康増進課長

パブリックコメント周知用ポスターを作り、53カ所の施設に配架した点である。

上平委員

検診の対象年齢などの節目の時に通知等を行わないのか。

石井主任歯科衛生士

ハガキを郵送し周知を行っている。

また、市広報や新聞折り込みによる保健だよりにて医療機関を載せて、各種検診の周知を行っている。

また、保健センターで実施している各種検診、健康教育等時にチラシ等を配り周知している。

増田健康増進課長

保健だよりは、毎年5月にチラシを新聞折り込みにより全戸配布している。

上平委員

歯医者に行った時には掲示物がなかった。歯科医院内にも掲示があると良いのではないか。

石井主任歯科衛生士

契約している医療機関にはポスター掲示を依頼しているが、他の掲示物が多すぎて掲示してもらえない医療機関もある。

秋山委員

歯科保健サービスは具体的にどのようなものがあるか、またそのような情報があるとは知らなかった。その情報は、どこに行けばあるのか。

石井主任歯科衛生士

保健だよりは、保健センターや市民課の窓口に配架してある。

秋山委員

公民館にはないのか。自分で出向かないともらえないのか。

石井主任歯科衛生士

公民館にはない。出張所や市民課に配架してある。

保健だよりは、随時検診などの情報を随時提供している。

野路委員

この案件は、流山市歯科医師会からの要望によって条例化されているが、歯科医師会は、他の全国の市町村議会に要望書を提出しているのか。

石井主任歯科衛生士

流山市だけに要望した。

野路委員

この条例は、流山市固有の条例か。

増田健康増進課長

条例化の背景としては、平成23年8月に国において、同内容の法律が制定され、県は、国に先駆けて平成22年4月1日に条例が制定された。

流山市では、これを受けて、歯科医師会からの陳情を受け全会一致で採択され、条例制定に至った。

和田委員

新聞をとっていない家庭が少なくないと思う。そういったチラシは、自治会を通じて配布していただいたほうが良いのではないか。

石井主任歯科衛生士

以前は回覧版で配付していたが、自治会に入っていない人もいることから新聞折り込みにした経緯がある。

和田委員

経済的理由で新聞をとらなくなった人もいる。

増田健康増進課長

問い合わせいただければ渡すことは可能である。

和田委員

新聞を取っていない、自治会も未加入、インターネットを利用できない家庭のためにも、できれば目立つところに（情報誌を）置いてほしい。

上平委員

（市からの情報を）個別にもらっても、それを読まなかった人は情報を逃してしまう。

まとまったもの（資料）をもらえると、大事なものがあると認識し、良いのではないかと感じる。

国府田委員

少なくとも、小さな子供がいる保護者の意見を聞きたかったなら、パブリックコメントはもう少し工夫が必要だったのではないか。

増田健康増進課長

パブリックコメントを実施するにあたって、健康教育にもPRした。そのため、小さい子供を持つ母親世代に伝わっていないわけではない。

今村委員

私には1歳の子供がいる。歯医者から「虫歯があったら歯医者に連れてきてください」と言われたが、大切なのは予防であるため、もう少し早い段階で、このようなことができるという情報を周知したほうがよいのではないか。

虫歯にしてしまった時に、母としてはショックを受けた。そのため、歯が生えたらということアピールすればよいのではないか。

石井主任歯科衛生士

歯が生える時期は個人差がある。歯が生えた時に電話で相談していただいたら対処している。

歯に関する初歩的な情報ではあるが、「こんにちは赤ちゃん訪問」の中にパンフレットを入れている。

関心がある方だけになってしまっているが、いつでも受け入れ出来る状態にしている。法律で定められている節目の年には、歯科衛生士から指導をしている。

なお、1歳半まではほとんど虫歯がない子どもが多い。

今村委員

私の子供や周りの子供でも、1歳半前に虫歯になった人もいた。普通のお母さんは知識がないため、母親側からでなく、行政側からのアクションも必要であるのではないか。

石井主任歯科衛生士

今後、赤ちゃん訪問などのチラシをもう少し充実させたい。

井原委員長

この条文は、健康増進という抽象的な条文である。これを市民全体に聴いているが、個別の案件でないもの、理念的な内容を聞く場合、誰も反対はしない内容のため市民参加は難しい。

和田委員

検診の時の待ち時間などアンケートを採る等、市民が条例制定時に参加したという意識を持つと、条例を推進する時に市民自身が参加した意識が芽生えるから良いのではないか。

井原委員長

啓蒙という意味で、現状を聞くアンケート等を通じて関心をもってもらおうといざ条例について市民参加という手法を用いた時には、参加者が増えるのではないか。

イ 流山市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

（消防予防課）

井原委員長

パブリックコメントも意見交換会の参加者も0件だったが、どのように分析しているのか。

染谷予防課長

パブリックコメントは、9月1日から30日まで実施したが、総務省で条例（案）が出て決まったことなので、意見が出なかった。

花火大会で大きな事故があり、消火器等を設けたほうが良いという考えが多かったことから、あえて意見が出なかったのではないかと考える。

意見交換会は、その年に京都府福知山の事故があり、流山市でもその年に街商組合に対し消火器の設置指導をした。合わせて、市内の屋台村の経営者に対し（意見交換会の周知に関する）パンフレットを配布したが、意見交換会には来なかった。

これは、経営者も消火器の設置はやむを得ないと判断したため、あえて意見交換会には参加しなかったのではないかと考える。

山中委員

今回の条例改正は、今までになかった罰則規定が制定された。

これは、祭りの主催者に対して影響のある条例だと思うが、主催者は、一般市民の場合もあるため、そのような主催者となる一般市民の意見をも必要だったのではないか。

そのため、主催者となる一般市民への市民参加の呼びかけが足りなかったのではないか。

染谷予防課長

罰則規定はあるが、適用されるのは指定催しが対象となる。流山市で該当するのは、100店舗以上出店する場合であり、本市では、市民まつりだけである。小さいお祭りでは、罰則適応はない。

国府田委員

この案件は、福知山の事故が発祥であるため、パブリックコメン

トで一般市民に求めることは馴染まないのではないかと考えたが、パブリックコメント実施の際に「自治会や事業所、個人についても対象火器を使用する可能性があるため…」パブリックコメントを実施したということであると今の説明と合わない。

染谷予防課長

指定催しは消防長が定めているが、盆踊りや不特定多数が集まる場所での露店等が出店する場合、自治会等で焼きそばやBBQなどを実施する火気を使い危険であるため、催し物届を提出していただくため、パブリックコメントを実施した。

国府田委員

自治会等に事前に周知等を行ったのか。

染谷予防課長

自治会への周知は行っていない。広報とHPで掲載した。

国府田委員

自治会も含まれるのなら、条例改正の通知をすべきではないか。いきなりパブリックコメントだと馴染まないのではないか。

和田委員

意見交換会参加者には、各種届出の記入例を配布するなどすれば参加者は増えたのではないか。

今回の改正は、市民の安全を守るための改正であるのに参加者が0人、その理由としては、条例改正の内容を理解しているからという判断し、その後大事故につながったら大変である。

市民としては、この改正内容を市民に知らせることが大事であり、参加してくれないことは心配なことという認識を持ってもらいたい。

井原委員長

まつりの場所等を把握しているのであれば、事前に意見交換会等の開催通知をすべきである。

今村委員

市内で行う各種イベントの出店者説明会等で、パブリックコメント等の周知を行ったのか。

また、イベントでは、一般市民も出店すると思われるが、その際に説明会を実施したのか。

染谷予防課長

出店の届出時には、注意（説明）を促しているが、改めて集めての説明会は行っていない。

今村委員

届出時にパブリックコメントの周知は行ったのか。また、条例制定時初めての花火大会の時は。

染谷予防課長

指定催しに指定されたイベントは、防火担当者を選任し、火災の予防上必要な業務に関する計画書の提出義務があるが、指定催し以外の花火大会や自治会等の盆踊りは提出義務はない。

秋山委員

100店舗を基準にしているが、店舗数に関わらず、自治会、バザー等イベントは年中あり、また、イベント規模に係らず火事はあり得る。100店舗以下についてのイベントの対応は。

染谷予防課長

露店等開設届を提出する際に、消火器の位置や火の取扱いの指導を市で行っている。

森委員

議論がずれている。これに対して、どうやって市民参加をしたのかという点を議論すべきである。

野路委員

具体的に市民参加の組立（手法の選択）が少し乱暴な気がするため、条例の中身についての議論になってしまっている。

我々としては、その中身を受け取れば市民参加の実績として認められるのではないかと思う。

意見交換会はどこで行う予定だったのか。

染谷予防課長

市役所を予定していたが、通知不足だったと思う。

条例制定後は、自治会、学校、事業所に通知を出した。

上平委員

出席するメリットがないから参加しないのではないか。場を設けるだけでなく、場で何を説明するかが大事である。

ウ 流山市立小学校及び中学校通学区域規則の改正（学校教育課）

今村委員

意見交換会を開催されたが、関連地区の周辺にしか周知してないのか。

中野課長補佐

在校生と該当する地域の方の住民登録されている方に周知した。

今村委員

南流山の人には関心がないと判断したのか。

小澤学校教育課長

通学区域は、住民基本台帳法に基づいて決定されるため、当該地区の方に時間をかけて丁寧に説明した。

今村委員

おおたかの森小学校は流山市で初めての小中併設校のため市民の関心が高かった。南流山小学校も児童数が増えており、市内のモデルケースになりうる案件であった。基本的には、全市民に告知する形を採っても良かったのではないか。

和田委員

小山小学校の関係者のみであると、他の人に不信感を持たせるのではないか。

事前に意見交換会があったほうが良かったのではないか。また、

市民への周知をかねてパブリックコメントを実施すべきではなかったのか。

井原委員長

人口増加に関する統計はされているか。マンション建設などの予測に基づく情報は得ているのか。

中野課長補佐

定期的に0歳児から15歳児までの住民登録を把握している。

おおたかの森駅周辺は、子どもを産んで育てる世代が多い。

推計については、各地区のマンション、戸建てなどに越してきてから、3年後くらいまでに子どもを産む等を推計している。

井原委員長

普段からデータを採っていれば、後追いのな変更はないはずである。推計上数値が見えてれば、先手を打った施策ができるのではないか。

小澤学校教育課長

就学予定の子供たちの数は、住宅入居に伴う児童・生徒等出現率を勘案してマンション戸数に基づいて予測しているが、それ以上の増加があったため、見直しを行った。

上平委員

致命的なのは、「流山市立小中学校の通学路の規則改正」であるため、全区域なのに、地域を絞って市民参加の手法を選択した。

全市民が対象なものはパブリックコメントで全市民に聞かないといけないと思う。

議事録がHPから削除されていた。議事録は少なくとも1年は見れるようにしないといけないと思う。

中野課長補佐

今回の変更は、全区域ではなく小山小学校区域の部分的な変更である。

また、審議会の議事録については、現在もホームページに掲載しており、意見交換会の議事録についても、1年間は、掲載していた。

森委員

市が他市より人口が流動的である。行政は、全体としてマスタープラン的な全体計画を作り、その全体計画を市民全体に示し、個別地区については、地域ごとに進める方法がよいのではと思うがどうか。

中野課長補佐

本来であれば委員指摘のとおりである。

井原委員長

この案件は、先日出された案件と同じか。

中野課長補佐

同じである。学区が変わっただけである。ただし、学区を変える場合規則改正となる。

井原委員長

前は通学区の変更、今回は規則の改正と書いてあるから全体的話だと委員は理解している。

また、委員から指摘のあった通り、学区については将来構想があった方が市民は分かりやすい。

エ 流山市景観計画の変更

(都市計画課)

吉永副委員長

景観計画を定める場合、景観法に基づき公聴会と都市計画審議会が義務付けられているため選択したとのことであるが、景観に関心を持っている人がいるはずである。そのため、パブリックコメントを実施したほうがよかったのではないか。パブリックコメントを実施しなかった理由は。

酒巻課長補佐

景観法に基づき公聴会と審議会の実施が義務付けられていた。市民参加条例の手法の複数の手段にも合致していると判断したため、パブリックコメントは実施しなかった。

中山都市計画課長

説明会も2回実施した。

吉永副委員長

説明会とパブリックコメントが同一であると判断したのか。

酒巻課長補佐

パブリックコメントと説明会は同一であるとは考えていない。説明会でも市民からの意見は頂ける。今回は、法的に決められた手法を用いた。

中山都市計画課長

閲覧図書縦覧でも意見は提出できるため、意見聴取は可能である。実際に、縦覧時に意見の提出があり、計画に反映した。

井原委員長

公聴会はその日に来ることができる人に限られるが、パブリックコメントは広く周知することにより色々な人の意見を聞くことができる。

国府田委員

新川耕地については市民もかなり関心を持っている。そのため、新川耕地の土地活用については、パブリックコメントにより意見を聞くべきだったのではないか。

酒巻課長補佐

新川耕地全体の施策（土地活用計画）は、企画政策課が行っている。また、都市計画課で行っている都市計画マスタープランの策定等施策的なものは、パブリックコメント等を行っているが、今回の景観計画の変更は、市で位置づけられた土地利用について、地権者からの要望等と整合を図るためのものである。必ずしも土地利用の方針を大きく変えていくということではない。

山中委員

縦覧する資料はHPや市であるか。

酒巻課長補佐

公告、広報、HPで周知した。

森委員

今回の計画は、地権者と市の問題であって、都市計画審議会や公聴会という方法に基づき行っている。この計画は一般的な市民参加の対象案件なのか、個別案件なのか難しい。

今村委員

新川耕地で自然遊びを行っている市民にとって、興味がないとは言いきれないのではないかと。

上平委員

市民生活に大きな影響がないことはない。新川耕地は、多くの市民が関心を持っていると思う。

吉永副委員長

地権者等の利害関係を持っている人と一般市民の両方から意見を聞くことが市民参加ではないかと考えるが、今回の手法が両方の方から意見を聞けたと判断したのか。

酒巻課長補佐

意見を頂けたと判断した。

和田委員

公聴会において、一般市民からも意見をいう機会があったため、両方から意見を聴取できたのではないかと。

上平委員

説明会に出てきた人数少ないがなぜか。

酒巻課長補佐

今回の計画は、地権者からの市への要望によるものであったもの

である。

また、計画を策定する際も地権者の意見を聞きながら作成したため、地権者は、計画内容を理解していたため、参加しなかったのではないかと判断する。

オ 流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める
条例、流山市指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指
定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定
める条例 (介護支援課)

井原委員長

職員の配置は、国から決められているのか。

早川介護支援課長

介護保険法により人数等は従うべき事例として定められているため、市の裁量の余地がない。

井原委員長

流山市の実情に合わせて変えられるものではないのか。

早川介護支援課長

介護保険法では基準となる配置人数が定められており、このルールに基づいた運用、地域のニーズをとらえて人員を配置している。

今村委員

事業名の簡略はできないのか。

早川介護支援課長

事務的な反省点になるが、パブリックコメント実施は短い表示をしてもよかったのかなと思う。市民への呼びかけ方に気を付けていきたい。

上平委員

包括支援センターは指定管理者制度を導入しているのか。

早川介護支援課長

委託である。

上平委員

委託先に対し市としては、満足しているか。

早川介護支援課長

組織として期待以上の成果を果たせている。

包括支援センターの実態調査以外にも第三者評価調査を実施しており、その結果を支援センター、図書館、出張所等に配架し公開しているが、その評価についても、きめ細やかに対応していると評価を受けている。

上平委員

地域包括支援センターというネーミングがわかりにくい。

伊原課長補佐

サブネームネーミングを「高齢者なんでも相談室」とし、今後使用していく。

カ （仮称）流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例

キ （仮称）文化芸術振興条例 （生涯学習課）

和田委員

市民参加の手法、スケジュール、情報提供等全体的に良かったと思う。利用料金の説明会兼ねた施設の説明会を開催すれば、建設後の利用促進にもつながったのではないか。

戸部生涯学習課長

今回の条例制定に伴うタウンミーティング、パブリックコメント

の前に、新市街地地区小中学校併設校計画素案についてもパブリックコメント、タウンミーティングを実施している。

国府田委員

ツイッター、フェイスブックによる効果がどのくらいあったか。

戸部生涯学習課長

パブリックコメント等は意見の提出が少ないことが予想されているため、ツイッターやフェイスブックによる新しい周知方法を取り入れた。

文化芸術条例では様々な周知を行った結果、効果があったと考える。

井原委員長

S N S でのアンケート調査実施の情報を他課では周知しているのか。

竹之内係長

課ごとの市民参加の手法の情報提供を庁内ではやっていない。

上平委員

パブリックコメント実施に自治会や関心のあるN P O に対し個別通知はしていないのか。

戸部生涯学習課長

自治会に対する回覧等には制約が多いため、他の課でも自治会には通知をしていない。

秋山委員

新聞を取っていない世代も多く、また、広報紙も日常生活で見る時間がない人も多い。そのため、S N S 等で情報を提供されたい。

国府田委員

流山市が積極的、効果的にいじめ防止に取り組むのは良いことだが、未然防止はなかなか形式だけでは難しい。

積極的、効果的な取組みを行うのであれば、保護者アンケートと審議会だけで良かったのか疑問がある。関係団体等との意見交換会等考えられるが、なぜ2つしか選ばなかったのか。

濱崎指導課長

市民の方に広く知ってもらうために協議した経緯がある。

条例に、保護者の役割を盛り込むことを検討しているため、全学校の保護者に対しアンケートを収集することに力を入れた。

国府田委員

いじめ予防対策として、アンケート調査で十分対策できると思ったのか。積極的、効果的な取組みをするのであれば、保護者の意見だけだと難しいのではないか。色々な角度から幅広く集めるべきであり、集めたうえで保護者からの意見を聞くのであれば効果があったのではないか。

濱崎指導課長

いじめそのもの実態把握については、学校にアンケートを行い分析している。条例において、いじめ問題対策連絡協議会やいじめ対策調査会を設置し、関係者、保護者等などの色々な立場方から意見を聞くこととなる。

上平委員

保護者アンケートを行ったとあるが、本部役員など学校関係者ばかりである。学校に対し言えない意見もあるはずである。そのため、保護者に絞らず、範囲を広げないと本当の意見は出てこないのではないか。あとのフォローアップが大切である。

山中委員

タイトルを見ただけで、反対する人はいない。いじめがないこと

を親は願っており、この条例に関しては、多くの方に見て頂くことが大事である。そのため、意見数が1という事実が大変残念である。

また、親が見ることが多い学校内にパブリックコメントを設置しなかったのが残念である。

学校関係者以外は公民館等で閲覧できるから、ぜひ学校においてほしかった。

井原委員長

生涯学習課はSNS等で周知した。その方法を全庁的にシェアしたら、市民がもっと関心を持ってくれたかもしれない。

この案件は、今別の対象案件であり、重要な場所にパブリックコメントを設置すべきという意見である。

このような問題を全庁的にシェアすれば、市民が関心を持つのではないか。

上平委員

保護者アンケートの結果を公表しない理由は。

濱崎指導課長

意図的ではないが、公表の手続きをする上で、市民に対し公表することはできなかった。

和田委員

アンケートの実施結果を受けて、パブリックコメントを実施したら、もっと意見が集まったのではないかと思われる。

「人権週間」等の条例に係るイベントと合わせて、市内全域に向けて取り組んでいることを周知すべきであり、今後の条例の周知も大事である。

いじめの現場に近い教員との意見交換会も実施してもよかったのではないか。

森委員

いじめ防止条例と市民参加は非常に難しい。

いじめの問題は、条例をつくればなくなるわけではなく、社会の

あり方の問題である。そのため、市民参加が、いじめの問題をどう捉えて関与していくかは、違う視点で捉えないといけないかもしれない。

条例制定と市民参加の在り方がどうか、とは直接結びつかないのではないか。

井原委員長

市民参加の手法では、ツイッターの利用や関係のある施設へのパブリックコメントの設置、また、人権週間など関心が高まっている時期にパブリックコメントを行う等の工夫を全庁的に意識を持って行えば、より多くの人を巻き込めるのではないか。

パブリックコメントは、周知だけでなく当該事業に関心を持たせ、巻き込むことも行政全体の底上げにもつながる。

行政がやる範囲は限られている反面、行政に対する期待は大きくなっている。そのためには、市民やNPOが行政の役割を担っておくことが大事であるが、非常に難しい問題である。

(2) その他

ア 第5回推進委員会について

- ・開催日は8月19日(水)午前10時 304会議室とする。
- ・審議内容は、平成26年度事業終了事業の答申についてである。

イ 評価シートの最終版について

- ・評価シートの訂正があれば、7月31日(金)までにコミュニティ課に提出する。

井原委員長

以上で会議を終了する。